

令和2年3月24日

三次市長 福岡 誠志 様

三次市公共事業評価監視委員会
委員長 田 中 貴 宏

三次市公共事業の評価について（答申）

令和2年2月26日付け三次総企発第395号で諮問のあった三次市公共事業の評価について、次のとおり答申します。

1 三次市公共下水道事業（地域再生計画）

総合的に判断した結果、対応方針（別紙1）に基づき、事業継続が妥当であると認めます。

なお、今後の事業実施にあたっては、見直し後の事業進捗の指標等が計画期間内に達成できるよう進捗管理を徹底し、効率的かつ着実な事業の推進に努めてください。

また、地域再生計画に記載している目標と実施内容の関係性を整理するとともに、的確なデータの調査・分析を行うなど、より効果的な検証方法を確立されるよう要望します。

評価の対応方針

1 対応方針

(1) 事業採択後、国の要領等で定める期間を経過した事業に関する評価について

・三次市公共下水道事業（地域再生計画）

平成28年度に地域再生計画（平成28年度～令和2年度）を策定し汚水処理施設の整備等を実施している。計画期間の中間年次を迎えたため、内閣府地方創生事務局が定める「地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画の手引き」に基づき、目標数値の実現状況や事業の進捗状況等について中間評価を実施する。

(2) 評価項目の分析結果について

・（目標1）年間総観光客数の増加

年間総観光客数は、中間年次目標値308万人に対し338万人であり、目標値を達成している。

・（目標2）河川のBOD（生物化学的酸素要求量）の改善

本市街地を流れる河川のBODは、中間年次目標値3.1mg/lに対し2.3mg/lであり、目標値を達成している。

・（事業進捗の指標）汚水処理人口普及率

事業の実施状況に関する客観的な指標である汚水処理人口普及率は、中間年次目標値80.6%に対し78.4%であり、目標値の達成に至っていない。

このことから、三次市公共下水道事業（地域再生計画）については、計画に掲げる目標の目標値をともに達成しており、また、本事業は汚水を適正に処理し衛生的で快適な生活環境を確保し、市民生活に必要な生活基盤を整備するものであるため、事業の継続は妥当と判断される。一方、事業の実施状況に係る指標については目標値の達成に至っていないため、地域再生計画を見直し、残事業を実施することとする。

2 対応方針の理由

本事業は平成28年度から実施しており、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用した公共下水道と浄化槽の整備を一体的に推進することにより、良好な居住空間の形成による生活環境の向上や河川の水質改善などが図られている。また、河川環境が改善されることで水辺の賑わいが創出され、本市の観光・交流人口の増加などの効果が計画終了年度に概ね発

現できる見込みである。

一方、事業の進捗状況については、管渠整備が29.5%、浄化槽設置が37.9%であり、当初計画と実績に大きな差異が生じているため、事業進捗指標の目標値や事業内容など地域再生計画の見直しを行い、事業完了に向けて効率的に事業を進めることにより、当該事業の目的を最大限達成していきたい。